

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 6 月 9 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みんなぐるの会

3 代表者の氏名

田邊 純

4 主たる事務所の所在地

熊野市有馬町1845番地の12

5 定款記載の目的

この法人は、在宅障害者や高齢者に対し、安心して生活を送ることができるよう地域生活支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 6 月 9 日 ～ 令和 7 年 6 月 23 日

特定非営利活動法人みんぐるの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんぐるの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県熊野市有馬町1845番地の12に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅障がい者や高齢者に対し、安心して生活を送ることができるよう地域生活支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

- ① 知的障害者生活ホームの運営事業
- ② 居宅介護支援事業
- ③ 訪問介護事業
- ④ 認知症対応型共同生活介護事業
- ⑤ 地域福祉の向上のための各種講座の開催
- ⑥ 地域福祉に関する調査研究事業
- ⑦ 障害者福祉サービス事業
- ⑧ 共同生活援助事業（グループホーム）
- ⑨ 共同生活介護事業（ケアホーム）

(2) その他の事業

- ① 福祉用具等の販売

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 脱会届の提出をしたとき
- ② 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- ③ 継続して2年以上会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3

分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の施行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務遂行に要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長は別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算の決定

- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 長期借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項4号の規程により、監事から招集の請求があったとき

（招集）

第24条 総会は、前条第2項3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規程による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を召集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規程によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任すること

ができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人と選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規程に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名及び名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に関わる業務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規程により、監事から招集の請求があったとき
(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規程による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規程によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、出席したものとする。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者数にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 その法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加及び更正をすることができる。

2 理事会は、事業年度中に事業計画及び活動予算を変更した場合は、当該年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議

決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度の繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第49条 予算を持って定めるほか、借入金の借入その他あらたな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、且つ法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は事務局長及び職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 富田 啓暢

副理事長 田邊 純

理事 大西 民生

理事 杉谷 俊明

理事 田邊 眞弓

理事 中田 重顕

理事 藤村 旬

監事 中田 由利子

監事 和田 欣二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規程にかかわらず、平成13年通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条第1項の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規程にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規程にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 一口 1,000円 一口以上任意
 賛助会員 一口 1,000円 一口以上任意

附則

この定款は、平成18年5月13日から施行する。

附則

この定款は、平成24年6月10日から施行する。

付則

この定款は、平成29年5月20日から施行する。

付則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

これは、定款であることを証明します。

特定非営利活動法人みんなの会

理事長 田邊 純